特定非営利活動法人 うかわラバーズ 定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人うかわラバーズという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を京都府京丹後市に置く。
２　この法人は、前項のほか、その他の事務所を京都府京都市及び滋賀県大津市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、京丹後市丹後町宇川地域を中心として、京丹後市、京都市その他の地域において、地域住民及び地域に関わる人々に対し、地域資源の活用、地域課題の解決、地域交流など、地域づくりに資する事業をおこない、住民が安心して暮らし続けることのできる持続可能な地域社会の形成及び地域の内外の人々が継続的に関わる地域づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）　社会教育の推進を図る活動
（３）　まちづくりの推進を図る活動
（４）　観光の振興を図る活動
（５）　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
（６）　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（７）　環境の保全を図る活動
（８）　災害救援活動
（９）　地域安全活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）　地域づくりに関する調査研究事業
（２）　地域づくり及び地域交流に関するイベントの企画・実施事業
（３）　農山漁村及び中山間地域の振興に関する事業
（４）　地域福祉及び社会教育に関する事業
（５）　地域資源及び地元産品を活用した商品・サービスの開発事業
（６）　文化、芸術及び地域文化の継承・振興に関する事業
（７）　環境保全及び地域安全に関する事業
（８）　災害救援及び被災地域支援に関する事業
（９）　地域に関する情報発信事業
（１０）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（会員の種別）
第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会し、継続的に法人の活動に関わるとともに、法人の運営及び意思決定に参加する個人
（２）一般会員　この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人又は団体
（３）賛助会員　この法人の目的に賛同し、主として寄附その他の方法により法人の活動を支援する個人又は団体

（入会）
第７条　正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を、書面又は電磁的方法をもって、理事長に申し込むものとする。
２　理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　前項の正当な理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
（１）この法人の目的に賛同しないことが明らかであるとき。
（２）この法人の活動を妨害し、又はその信用を著しく害する目的で入会しようとしていることが明らかであるとき。
４　一般会員及び賛助会員の入会手続その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。
５　理事長は、会員としての入会を認めないときは、理事会の議決を経た上で、速やかに、その理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　会員は、総会において会費を定めた場合には、これを納入するものとする。
２　会費の額、納入方法その他会費に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）退会届の提出をしたとき。
（２）本人が死亡し、又は会員である団体が解散若しくは消滅したとき。
（３）会費を納入すべき場合において、継続して３年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
（４）この法人が、本人から届け出られた住所、電子メールアドレス、電話番号その他の連絡先に、郵便、電子メール、電話その他の方法により連絡を試みたにもかかわらず、３年以上にわたり連絡が取れず、かつ、本人から何らの応答がないことを理事会において確認したとき。
（５）除名されたとき。

（退会）
第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）この定款に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第１２条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　３人以上
（２）監事　１人以上
２　理事のうち１人を理事長とし、必要に応じ１人を副理事長とすることができる。

（選任等）
第１３条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第１４条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第１５条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１７条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第１８条　役員は、無報酬とする。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第１９条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
２　職員は、理事長が任免する。
３　職員の給与、服務その他必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第５章　総会

（種別）
第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第２２条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散
（３）合併
（４）事業計画及び活動予算並びにその変更
（５）事業報告及び活動決算
（６）役員の選任又は解任

（７）会費の額、納入方法その他会費に関し必要な事項
（８）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４８条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（９）事務局の組織に関する重要事項
（１０）その他運営に関する重要事項

（開催）
第２３条　通常総会は毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
（３）第１４条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第２４条　総会は、第２３条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第２３条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、開催方法、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（開催方法）
第２５条　総会は、対面のほか、オンライン会議システムその他各正会員が即時に相互に意思疎通を図ることができる方法により開催することができる。

（議長）
第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第２７条　総会は、正会員総数の ２ 分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第２８条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第２９条　各正会員の表決権は、平等とする。
2　総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　第２項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、第２７条、第２８条第２項、第３０条第１項第２号及び第４９条第 1 項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 開催の日時、場所及び方法
(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名するものとする。
3　前２項の規定にかかわらず、第２８条第３項の規定により総会の決議があったものとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第３１条　理事会は理事をもって構成する。

（権能）
第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき。
（２）理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
（３）第１４条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第３４条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第３３条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、開催方法、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の ３ 日前までに通知しなければならない。

（開催方法）
第３５条　理事会は、対面のほか、オンライン会議システムその他各理事が即時に相互に意思疎通を図ることができる方法により開催することができる。

（議長）
第３６条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第３７条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
３　理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３８条　各理事の表決権は、平等とする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３７条第２項及び第３項並びに第３９条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）開催の日時、場所及び方法
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人１人以上が署名するものとする。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第４０条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立の時の財産目録に記載された資産
（２）会費
（３）寄附金品
（４）財産から生じる収益
（５）事業に伴う収益
（６）その他の収益

（資産の管理）
第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）
第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４４条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第４５条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４６条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第４８条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第４９条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に正会員総数の２分の１以上が出席し、その出席者の４分の３以上の多数による議決を経なければならない。
２　前項の定款の変更が、法第２５条第３項に規定する次の各号に掲げる事項に係るものであるときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）目的
（２）名称
（３）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
（５）社員の資格の得喪に関する事項
（６）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
（７）会議に関する事項
（８）その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
（１０）定款の変更に関する事項

（解散）
第５０条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第５１条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、京丹後市に譲渡するものとする。

（合併）
第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告）
第５３条　この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。ただし、法令により官報への掲載が必要とされる公告については、官報に掲載して行う。

２　法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）
第５４条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　今里　佳奈子
副理事長 竹嶋　大登
理事　　島田　晃佑
監事　　青木　滉人
３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１５条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２０２８年６月３０日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
５　この法人の設立当初の事業年度は、第４７条の規定にかかわらず、成立の日から２０２７年３月３１日までとする。
６　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
(1) 正会員　０円
(2) 一般会員　０円
(3) 賛助会員　０円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人　うかわラバーズ

役職名	氏　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事長	今里佳奈子		無
副理事長	竹嶋大登		無
理事	島田晃佑		無
監事	青木滉人		無

（法第10条第1項第5号関係）

設　立　趣　旨　書

1　趣　旨

京丹後市丹後町宇川地域は、豊かな自然環境、美しい農山漁村の景観、地域に受け継がれてきた文化や伝統、住民相互のつながりなど、多くの地域資源を有している。一方、少子高齢化や人口減少が進む中で、地域活動や農林水産業等の担い手不足、耕作放棄地や空き家の増加、地域文化や伝統の継承など、さまざまな課題に直面している。

これらの課題はそれぞれが独立したものではなく、高齢化や人口減少を背景として相互に関連している。そのため、持続可能な地域を創り維持していくという大きな目的のためには、特定の分野だけに限定するのではなく、地域福祉、社会教育、観光振興、農山漁村の振興、文化・芸術の振興、環境保全、地域安全等を相互に関連づけながら、総合的に地域の実情に即した継続的な取組を進めていく必要がある。

また、そのためには、地域住民だけで課題を抱えるのではなく、地域内外の多様な人々が、交流や連携を広げ、継続的に地域に関わっていくことが必要となる。これらの人々がそれぞれの知識、経験、技術等を持ち寄り、地域の魅力や課題を共有しながら活動することによって、新たな地域づくりの可能性を生み出すことができるのである。

本法人は、地域の課題に関する調査研究、地域内外の交流、地域資源を活用した活動やイベント、情報発信等を行い、地域内外の多様な人々が地域づくりに関わる機会を創出する。これらによって、地域の文化、自然環境、産業及び暮らしの維持・継承を進め、持続可能な地域づくりに寄与することを目指す。

これらの活動は、地域住民をはじめ、地域に関心を持ち活動に参加する人々、地域を訪れる人々などに広く開かれたものである。また、活動を通じて得られた知見や経験を広く発信することは、他の地域における地域づくりにも役立つと考える。したがって、本法人の活動は、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものといえる。

これらの活動を継続的に実施していくためには、団体としての責任の所在を明確にし、適正かつ透明な組織運営及び会計を行うとともに、地域内外の個人・団体、行政機関等から信頼される組織として活動する必要がある。また、各種団体や行政機関等との連携、契約の締結、事業の実施などを円滑に行うためにも、法人格が必要である。

以上の理由から、宇川地域を中心とする持続可能な地域の創生に継続的に取り組み、その成果を広く社会に還元するため、特定非営利活動法人を設立する。

2　申請に至るまでの経過

設立者らは、これまで京丹後市丹後町宇川地域において、10年以上にわたって、大学でのゼミ活動を中心に、地域づくりに取り組んできた。それは、大学生など若い世代が宇川地域を訪れ、地域住民と交流し、地域の魅力や課題を共有するとともに、地域の魅力を高め、課題を克服する方策について考え、実践する活動だったといえる。

活動の中心は、①地域で行われている様々な活動への参加、②地域住民との交流に加え、③地域の課題に取り組むための様々なプロジェクト・イベントの企画と運営、④調査研究活動であった。

具体的には、①地域の祭り（水鉄砲合戦やレアレア祭り）、文化祭などへの参加、②「みんなこいな宇川」や活動報告会などを通した交流、③獣害に負けない米づくり、梅ジャムやジビエカレーなどの商品開発、地域の情報MAPやHPの作成、収穫祭企画など様々なプロジェクト活動、④そして、空き家・獣害・耕作放棄地・里山、地域の誇り、買い物難民などに関する調査研究である。こうした活動を継続するなかで、地域外から地域に関わる人々を増やしていくこと、地域住民と地域外の人々の交流を深めることが、地域の活力の維持や新たな活動につながる可能性についても認識を深めてきた。

そこで、これらの活動をゼミ活動にとどめるのではなく、地域内外の個人や団体、行政その他の関係機関等と連携しながら、継続的かつ組織的な地域づくりの活動として発展させていく必要があると考えるに至った。

活動を継続・発展させていくためには、団体としての責任の所在を明確にし、適正かつ透明な組織運営及び会計を行うとともに、地域住民や関係団体等から信頼される活動主体となることが必要である。

こうした認識のもと、これまで活動に関わってきた者を中心として、今後の活動のあり方、団体の目的、事業内容及び組織運営について検討を重ねた。その結果、これまで蓄積してきた活動を継承しながら、地域内外の多様な人々が参加できる継続的な活動基盤を整え、宇川地域を中心とした持続可能な地域づくりに寄与するため、特定非営利活動法人を設立することとし、今回の申請に至った。

２０２６年１０月２６日

特定非営利活動法人　うかわラバーズ
設立代表者　氏名　今里　佳奈子

（法第10条第1項第7号関係）

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から２０２７年3月３１日まで

特定非営利活動法人　うかわラバーズ

1　事業実施の方針

設立当初の事業年度は、法人設立後の活動基盤を整備するとともに、本法人の目的及び活動内容、宇川地域の魅力や地域の現状等を広く発信するため、法人のホームページを作成する。また、次年度以降の本格的な事業実施に向けた準備を行う。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
① 地域づくりに関する調査研究事業		実施予定なし		0千円
②地域づくり及び地域交流に関するイベントの企画・実施事業		実施予定なし		0千円
③農山漁村及び中山間地域の振興に関する事業		実施予定なし		0千円

④地域福祉及び社会教育に関する事業		実施予定なし		0千円
⑤地域資源及び地元産品を活用した商品・サービスの開発事業		実施予定なし		0千円
⑥文化、芸術及び地域文化の継承・振興に関する事業		実施予定なし		0千円
⑦環境保全及び地域安全に関する事業		実施予定なし		0千円
⑧災害救援及び被災地域支援に関する事業		実施予定なし		0千円
⑨地域に関する情報発信事業	無料のホームページ作成サービスを利用して本法人のホームページを開設し、法人の目的及び活動内容を紹介するとともに、宇川地域の自然、文化、暮らし、地域活動等に関する情報を発信するための基盤を整備する。	(A) 法人成立の日～2027年3月31日 (B) 京都府内及びオンライン (C) 5人程度	(D) 宇川地域の住民、宇川地域に関心を有する者、地域づくりに関心を有する者等 (E) 不特定多数	0千円
⑩その他この法人の目的を達成するために必要な事業		実施予定なし		0千円

（法第10条第1項第7号関係）

２０２７年度の事業計画書

２０２７年4月１日から２０２８年3月３１日まで

特定非営利活動法人　うかわラバーズ

１　事業実施の方針

2027年度は、京丹後市丹後町宇川地域を中心として、地域住民及び地域内外の関係者・団体等と連携しながら、地域資源を活用した地域づくりに取り組む。特に、年間を通じた米づくり、地域で開催される各種イベントへの参加・協力、地域内外の人々の交流、地域の魅力や課題に関する調査研究及び情報発信等を行う。これらの活動を通じて、地域内外の多様な人々が宇川地域に継続的に関わる機会をつくり、持続可能な地域づくりに寄与する。

事業の実施に当たっては、地域住民、大学その他の関係者・団体等との連携・協力を基本とし、農業資材等については地域から提供を受けるほか、大学のゼミ活動として実施する活動については大学の制度等を活用する。参加者の交通費、宿泊費その他個人に係る費用は各自が負担することとし、法人としては原則として経費を要しない方法で事業を実施する。

２　事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
① 地域づくりに関する調査研究事業	宇川地域の人口、産業、農業、自然、文化、地域活動等について、地域住民への聞き取り、現地調査、資料収集等を行い、地域の魅力及び地域が抱える課題について調査研究する。また、調査研究の成果を今後の地域づくり活動に活用する。	(A) 2027年4月～2028年3月、随時 (B) 京丹後市丹後町宇川地域等 (C)10人程度	(D) 宇川地域住民、地域づくりに関心を有する者等 (E)不特定多数	0千円
② 地域づくり及び地域交流に関するイベントの企画・実施事業	水鉄砲合戦、レアレア祭りなど地域の祭り、文化祭、収穫祭、宇川地域で開催される各種行事・イベントに参加・協力するとともに、地域住民と地域外からの参加者との交流を促進する。また、地域住民及び地域団体等と連携し、米づくりその他の地域活動と関連した交流活動・イベント等を企画・実施する。	(A) 2027年4月～2028年3月、随時 (B) 京丹後市丹後町宇川地域等 (C)各回10人程度	(D) 宇川地域住民、地域外からの参加者、地域行事等の参加者 (E)年間1,000人程度	8.5千円

③ 農山漁村及び中山間地域の振興に関する事業	地域住民等と協力し、苗床づくり、田植え、田畑の管理、獣害対策、稲刈り、脱穀等の一連の米づくりに取り組む。米づくりを地域内外の人々が参加できる地域づくり活動として実施することにより、農業及び農村の暮らしについての理解を深めるとともに、地域住民と地域外の人々との継続的な交流を促進する。	(A) 2027 年 4 月～11 月、年間 6～8 回程度 (B) 京丹後市丹後町宇川地域 (C) 各回 10 人程度	(D) 宇川地域住民、宇川地域に関心を有する者、地域づくりに関心を有する者等 (E) 不特定多数	3.5 千円
④地域福祉及び社会教育に関する事業		実施予定なし		0 千円
⑤地域資源及び地元産品を活用した商品・サービスの開発事業	地域団体と大学生が行う地域資源及び地元産品を活用した商品・サービスの開発事業の支援活動を行う。	(A) 2027 年 4 月～11 月、年間 6～8 回程度 (B) 京丹後市丹後町宇川地域 (C) 各回 10 人程度	(D) 宇川地域住民、宇川地域に関心を有する者、地域づくりに関心を有する者等 (E) 不特定多数	0 千円
⑥文化、芸術及び地域文化の継承・振興に関する事業		実施予定なし		0 千円
⑦環境保全及び地域安全に関する事業		実施予定なし		0 千円
⑧災害救援及び被災地域支援に関する事業		実施予定なし		0 千円
⑨地域に関する情報発信事業	法人のホームページ及び SNS 等を活用し、宇川地域の自然、文化、暮らし、地域活動等に関する情報を発信する。また、米づくり、地域イベントへの参加・協力、調査研究その他の法人の活動について継続的に情	(A) 2027 年 4 月～2028 年 3 月、随時 (B) 京丹後市丹後町宇川地域及びオンライン (C) 5～10 人程度	(D) 宇川地域住民、宇川地域に関心を有する者、地域づくりに関心を有する者等	0 千円

	報発信し、宇川地域に関心を持つ人々及び地域づくりに関わる人々の拡大を図る。		(E) 不特定多数	
⑩その他この法人の目的を達成するために必要な事業		実施予定なし		0千円

設立当初の事業年度　活動予算書

法人設立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 うかわラバーズ

科目	金額（円）		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
一般会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		30,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金等		0	
4. 事業収益			
事業収益		0	
5. その他収益			
その他収益		0	
経常収益計			30,000
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
（1）人件費			
人件費	0		
人件費計	0		
（2）その他経費			
その他経費	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	
2. 管理費			
（1）人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
（2）その他経費			
法人登記関係諸経費（法人印作成等を含む）	20,000		
予備費	10,000		
その他経費計	30,000		
管理費計		30000	
経常費用計			30000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			

経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2027年度　活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 うかわラバーズ

科目	金額（円）		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
一般会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		10,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金等		0	
4. 事業収益			
事業収益		7,000	
5. その他収益			
その他収益		0	
経常収益計			17,000
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
（1）人件費			
人件費	0		
人件費計	0		
（2）その他経費			
消耗品費	5,000		
その他経費	7,000		
その他経費計	12,000		
事業費計		12,000	
2. 管理費			
（1）人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
（2）その他経費			
その他経費	5,000		
その他経費計	5,000		
管理費計		5000	
経常費用計			17000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計	0		0
Ⅳ 経常外費用			

経常外費用計	0		0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0